

能代労働基準監督署発表
令和4年11月18日

【照会先】

能代労働基準監督署

署長 中村 茂樹

○ 監督・安衛課長 伊藤 大貴

(電話)0185-52-6151

報道関係者 各位

【能代監督署】「労働時間等説明会—荷主・運送事業者懇談会—」の開催について
(令和6年4月から自動車運転者について時間外労働の上限規制が適用されます)

能代労働基準監督署(署長 中村 茂樹)は、道路貨物運送事業者及び荷主事業者に対し、トラック運転者の労働時間等について周知・理解を図ることを目的とした説明会を下記により開催します。

◆講習会の目的

働き方改革への企業の取組が進む中、自動車運転者に関しましては、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されており、猶予期間中に、長時間労働の削減に自主的に取り組んでいただくことが重要です。また、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(以下「改善基準告示」という。)により、自動車運転者の拘束時間、休息期間等についての基準が設けられていますが、今般、改善基準告示が改正され、令和6年4月1日から改正内容が施行される予定です。

こうした状況を踏まえたうえで、自動車運転者の業務の見直しや労働環境の改善等の働き方改革を推進するに当たっては、道路貨物運送事業者と荷主事業者が一体となって取り組むことが重要であることから、本説明会においては、道路貨物運送事業者及び荷主事業者を対象として、自動車運転者の時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法、改正改善基準告示等について説明を行います。また、東北運輸局秋田運輸支局担当者から、「トラック運送事業の現状」についての説明も行います。

◆講習会の概要

- ・日時：令和4年11月24日(木)午後1時30分～午後3時30分
- ・場所：プラザ都 (能代市柳町9-23)
- ・対象：秋田県内の道路貨物運送事業者及び荷主事業者
- ・内容：時間外労働の上限規制ほか改正労働基準法について
改善基準告示の改正内容(トラック)について
トラック運送事業の現状(東北運輸局秋田運輸支局説明)
- ・主催：能代労働基準監督署

◆その他

本説明会は、公益財団法人秋田県トラック協会と連携して実施します。
能代労働基準監督署の管轄外に所在する事業場の参加も可能です。

◆お問合せ先

能代労働基準監督署 監督・安衛課

〒016-0895 能代市末広町 4-20 能代合同庁舎 3階

TEL : 0185-52-6151 FAX : 0185-52-6155

報道機関の皆様には、働き方改革に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。